

市民参加実施予定シート

予 定
平成28年4月1日時点

担当課(行政改革推進課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	市マイナンバー利用条例の制定について	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 事務手續における住民の負担が軽減される。
名称	流山市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について		〈デメリット〉特になし
概要	社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に合わせて、個人番号(マイナンバー)の市の事務での独自利用、特定個人情報(個人番号を含んだ個人情報)の庁内同一機関内での連携及び庁内の一つの機関から他の機関への提供について定める条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成27年7月頃	審査会委員(専門家・公募の市民等)	情報公開・個人情報保護審査会	・個人情報の取扱いに関わる内容であるため、市の情報公開・個人情報保護審査会に諮り、パブリックコメントを行うものである。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手續	平成27年6月頃	全市民等		
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input type="checkbox"/> その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成26年度		平成27年度											平成28年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
		← 素案協議			← パブコメ					← 条例案上程					
					← 審査会(諮問・答申)										

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由